

# PATENT Attorney

パテント・アトニー

弁理士は知的所有権を社会に活かすパートナー

■ ヒット商品を支えた知的所有権  
「スクウェアのファイナルファンタジー」  
■ 特許庁からのお知らせ  
■ 日本弁理士会からのお知らせ

春号から「はっぴん」が表紙に登場します。ヨロシクおねがいします！



春

日本弁理士会広報誌 2001

第21号

**特集** 21世紀の弁理士に期待する  
(社)全国発明婦人協会会長 三木睦子さん  
住友電気工業(株)知的財産部 部長 渡辺稔さん  
八木亜希子さんと村木会長の対談

取材に協力頂いたのは株式会社スクウェアである。家庭用ゲームをはじめ色々なジャンルのゲームソフトを開発してきた。現在、ネットワークエンターテインメントを視野に入れた戦略を展開中である。

スクウェアのファイナルファンタジー(以下「FF」とい)という名前を聞くだけで、映像、キャラクター、BGMが脳裏に蘇る人は少なくないであろう。FFとは、シリーズ化されたロールプレイングゲーム(以下「RPG」)の名称である。現在、10作目を開発中である。FFという名前の由来は有名である。現エグゼクティブプロデューサーの坂口氏はこう語る。「大学生の頃、色々なゲームを開発しました。しかし、何をやっても売れなかったんです。これが最後の夢だ。そう決め込んで世に送り出したのが、ファイナルファンタジーです。」と。

さて、FFに採用されているアクティブタイム



バトルというシステムを「存じである」のか。第4作から採用された戦闘システムでの新システムの名称である。坂口氏に解説頂く。「従来のRPGでは、時間が止まっていた。これはボードゲームでのRPGからの伝統です。FFではこれをコンピュータならではのものに進化させるにあたって、時間の概念を導入したわけです。ただ、単純に時間を流すだけではリアルタイムゲーム(アクションゲーム)になつてしまい、RPGの面白さを損ないます。そこで、時間の流れが戦闘の流れに沿って流れたり止まったりするシステムをアクティブタイム(活性化)したというこ

## 特許庁からのお知らせ

工業所有権教育用副読本  
「特許から見た産業発展史」  
工業所有権標準テキスト意匠編・流通編の紹介

このたび特許庁では、3冊の学生向けテキスト等を刊行しました。まず、日本の産業発展の歴史を特許制度の面から解説した工業所有権教育用副読本「特許から見た産業発展史」(対象は高校生)です。次に、既刊の工業所有権標準テキスト特許編・商標編に加え、工業デザインの知的価値の重要性と意匠権について解説した「意匠編」(対象はデザイン学科の学生)と、研究成果の特許化と事業化の重要性と技術移転や特許流通について解説した「流通編」(対象大学・大学院などの学生)です。これらの教材にはそれぞれ指導ガイドビデオが付属しており、入手を希望された学校単位に無償で配布する予定です。(学校以外の一般の方々によるお申込みは一切応じられませんのでご容赦ください。)

問い合わせ先  
特許庁技術調査課知的財産支援室 担当:山田  
電話:03-3581-1101(内線:2159)  
電子メール:PA0P20@jpo.go.jp

パテント・アトニー  
平成13年3月23日発行 第21号 無断転載禁止  
編集/日本弁理士会広報委員会  
発行/日本弁理士会  
東京都千代田区霞が関3-4-2 〒100-0013  
電話 03-3581-1211(代)  
FAX 03-3581-9188  
http://www.jpaa.or.jp  
「PATENT ATTORNEY」は「弁理士」のことです。

JCAA  
JAPAN PATENT ATTORNEYS ASSOCIATION  
日本弁理士会

ヒット商品を支えた知的所有権  
株式会社スクウェアの  
ゲームソフト「ファイナルファンタジー」  
特許第2794230号 商標登録第2218951号

VOL. 21

「とから「アクティブタイムバトル」としました。」と。実際にプレイすると、今までと臨場感が全然違うという感覚を持つだろう。

このシステムを開発した当時、特許業界にも変化があった。ソフトウェア関連発明の保護が重要視されつつあったのである。株式会社スクウェアは、これにアクティブに対応した。その昔、特許の対象外とされており、無断で利用されることが多かったシステムについて特許出願を行った。アクティブタイムバトルという名称こそ使っていないが、このシステムが特許になったのである。

当時の日経エレクトロニクスには、センサーショナルな事件として取り上げられた。株式会社スクウェアは、この特許によって、独占的にアクティブタイムバトルというシステムをゲームに搭載できるようになった。他のメーカーは、特許があるために真似ができないのである。「どうして、他のゲームにアクティブタイムバトルがないの?」と不思議に思う人も納得できるだろう。

取材に協力頂いた特許室の永島室長と広報室の村川室長に将来の方向性を伺った。「株式会社スクウェアは、FF等のパッケージソフトだけでなく、今後、ネットワークを利用したオンラインによって、総合的なエンターテインメントを提供しようと考えています。アクティブに対応しますよ。」と。

(取材協力) 株式会社スクウェア



日本弁理士会からのお知らせ

- 「特許・意匠・商標なんでも110番」  
特許、実用新案、意匠、商標等について、  
弁理士が無料で相談に応じます。(月～金)
- 弁理士の仕事や特許制度を易しく解説した  
パンフレット(無料)やビデオ(有料)があります。



■ お問い合わせは下記まで  
日本弁理士会(広報課) Tel 03-3519-2361  
日本弁理士会大阪分室 Tel 06-6775-8200  
日本弁理士会名古屋分室 Tel 052-211-3110

社団法人全国発明婦人協会

会長 三木睦子



全国発明婦人協会をはじめ、はや40年が経ちました。私達の同志は女手で細やかな発明をし、少々の利益を得るために血の滲むような苦勞を続けた40年でした。着の身着のままの終戦から立ち上がってやつとなんとか食べていけるようになりました。

苦しい時代を過ごしてきた私達は、自分達の創意工夫で、より便利なもの、より節約になるものを考え始めました。しかし素人の手では特許の申請も難しいこともあり、うかうかしていると大資本に押されて、何もかも失ってしまう羽目になってしまいます。裁判しても費用と時間ばかりかかり、利益の大半はもっていかれたりします。試作品を作ったとしても、素人のそれを見ても良くありません。お金も掛かります。それはならじとさら

に考えました。それでは「会」をつくりましょう、団体の力で大資本に対抗しましょう、と全国発明婦人協会は40年前に発足したのであります。

年々出願の方法、特許法も変わります。女の私達にはなかなかついていけません。それでも、特許を持っておいでの会社の社長さん方が誘って下さって、私共を取り巻く工業所有権制度についての勉強会に出席させていただきました。石井鉄工等、父との交遊のあった方々でしたが、役所の提出してくる法案を丸のみするわけにはいきません。中小企業にとってはなかなか難しい問題も多く、どんな規則にしたらいいか等、時々招集されて相談会に加わったこともあります。素人の私にはさっぱり解りませんでした。

しかし、難しい話でも役所の言いなりになるとは、私共零細な仕事をしている者は損をする、苦勞する。少しでも発明婦人協会の女性たちにも都合よくなるようにと、仲間に入れてくださったので、うが、そんな優しい先輩も鬼籍に入れられました。

そのうちに夫が通産大臣になりたりして、私は役所と対立するよくな立場になったりもしました。「意見が異見でもかまわぬ、気が付いたらなんでも言いたまえ」と励ましてくれる夫であったので、素人だから恥も外聞もなく嘯み付いたりもしました。そのうちに工業所有権審議会にも顔を出すようになった。女で代わり手がないままに10年も出席する羽目になりました。

任期2年、それ以上はならぬというのでありましたが、なにしろ後任が見付からず、居座って、それ故に藍授褒章もいただきました。余談ですが、科学技術庁からの推薦は私一人ということでした。

最近発明婦人協会の先生に指導をしていただくことを覚えて、特許の申請も楽になりました。昔のようにマゴマゴすることはありません。誠に有り難いことです。研究会に出席していただいて書類の書き方等、詳細に教えていただき、書類の提出もスムーズにいくようになりました。

今考えてみますと、40年前は今のようには手軽に先生方に甘えることができたでしょうか。自分で役所に何度も足を運んで、その上書いたり消したり、受け付ける方もさぞ面倒なことでした。今更のように弁理士の先生方に頼り、頼っていることの有難さ。御礼の言葉もありません。

21世紀の弁理士に期待する

住友電気工業株式会社

知的財産部部長 渡辺稔

日頃は弁理士の先生方大変お世話になっておりこの場をお借りしてお礼を申し上げます。全く開発に携わることなく、立派な明細書を作成されるお力には常々敬服しております。

さて、憎越ながらご依頼に従い、企業人として弁理士の先生方に期待したいことを述べさせていただきます。

①多様な新規技術への対応

21世紀には技術は益々激しく変化していくでしょう。まず第一に、常に最新の技術分野での発明について、発明者の簡単な説明で、権利行使のできる明細書を短時間に作成頂けるような弁理士を期待します。

②市場のグローバル化への対応

市場のグローバル化はIT技術の進展に伴って益々進むものと考えられます。現在の途上国でも、科学技術が発展し審査能力が向上すると思われ、外国出願の割合は激増するでしょう。各国特許庁の審査傾向などに通じた弁理士に、国際的な観点からご指導頂けることを期待します。

③国際的プロパテント時代への対応

新しい技術を生み出す上でプロパテント政策が有効であることから、21世紀に入ってプロパテント政策は世界的に広がるものと考えられます。プロパテント時代にあつては、特許係争が増加します。理想的な弁理士とは、特許訴訟

に強い明細書が作成でき、ライセンス交渉に有効に使用できる鑑定書が書け、そして特許訴訟に勝てる代理能力があるということになるでしょう。特許訴訟が有利に展開できるかどうかの判断能力も求められます。

グローバルな世の中では特許訴訟も各国で発生し、相互に関係してきます。各国の制度と判例を熟知していることが求められます。各国に連携できる特許弁護士の人脈を持ち、自らも外国特許弁護士の資格を持つことが望まれるでしょう。

④世界特許庁設立時の対応

現在、3極特許庁の審査情報の交換が始まっています。世界単特許制度の実現は多くの企業が望んでいます。21世紀中には世界特許制度が誕生し、審査は1ヶ国で済むようになるでしょう。審査基準も統一されるでしょうが、現在に現在の各国特許庁が世界特許庁の支部として審査にあたり、国毎に特徴がでけると考えられます。出願人はどの国に出願してもよくなるでしょう。そうなるかどうかの出願するのが最も早く権利になるか、得意技術分野は何かといった情報が重要になります。そして、権利化の早い国に合った明細書の作成をお願いすることになると思われ、また、企業にとっては翻訳の費用も

⑤最後に

現在、弁理士の増員政策が進められています。前述のように弁理士業務の幅は格段に広がると予想されるため、弁理士の増員は望ましいことです。各特許事務所がそれぞれ特長を持ち、その特長を我々に提示していただけたらとありがたいと思います。企業人としては、弁理士の方々のお力により、権利取得や、特許訴訟の予見性が高まり、よりの確な事業戦略が立てられるようになることを期待しています。



執筆者の渡辺氏(右)と担当広報委員会 阿部委員(左)

八木亜希子さんと村木会長の対談



村木会長..八木さんは現在、映画を撮っているそうですね。

八木さん..はい。家を新築するときの出来事を撮った映画で、奥さんの役です。映画と知的財産権との間には何か関係がありますか。

村木会長..勿論あります。映画の著作物として著作権法上保護されますが、映画のもとになった原作やシナリオとの関係など色々関係があります。

八木さん..小学生の頃特許教室に行ったことがありますが、講師の方が幾つかの発明品を紹介してくれて、皆さんも発明品を作りましたよというものでした。

村木会長..発明工夫展のことでしょうか。

八木さん..そうです。良い発明品があると表彰されました。私はアイデアだけで具体的な物は作ることができませんでした。

村木会長..弁理士は発明協会を通じて発明工夫展に協力しています。

八木さん..もし私が何か発明したらどうすればよいのでしょうか。

村木会長..私の所へ来て下さい(笑)。ご存知の弁理士さんがおられればご相談ください。あるいは、日本弁理士会の特許相談室にご相談下さい。担当の弁理士からアドバイスももらえますと思います。

八木さん..費用の面でも御支援はあるのでしょうか。

村木会長..はい。お困りの方には、ある程度の援助をしています。

八木さん..漠然とした質問ですが、弁理士さんのお仕事について教えてください。

村木会長..身近な物の工夫から高度な発明、例えば、バイオやビジネスモデル特許まで、また、ブランドや意匠など知的財産権全般について皆さんのお手伝いをするのが弁理士の仕事です。近々、著作権についても弁理士がお役に立つことができるようになります。



八木さん..今の時代はクリエイティブなものに対する法的保護、権利が年々見直されていると思います。弁理士さんのお仕事の範囲も広がっているのでは。

村木会長..人間が頭の中で考えた新しいことに何か価値があれば保護しようということだと思います。知的財産権の場合それが特許であったり、意匠であったり、著作権であったりします。アイデアを出るだけ広く保護するために弁理士が活躍しています。

八木さん..インターネットのドメインネームは最近の知的財産の話題ですね。村木会長..ドメインネームについて紛争が生じた場合、その解決を工業所有権仲裁センターで行っています。工業所有権仲裁センターは日本弁理士会と日本弁理士連合会が共同して運営している機関です。

例えば、Akiho Yagiというドメインネームが他人に登録された場合にその取り消しや移転などを弁理士がお手伝いします。

八木さん..最近、弁理士さんのお仕事は注目を集めていると思います。弁理士さんの数は十分なのでしょうか。

村木会長..弁理士は現在約4500名いますが、大部分が大都市圏に集中しています。そこで、弁理士のいないような県に弁理士を派遣しています。例えば、この2月7日に日本弁理士会と高根県との間で知的財産に関する支援協定が結ばれました。

八木さん..その他にも何かご支援をされているのですか。

村木会長..はい。TLOというものがあります。大学の研究を民間企業に移転して活用してもらい、産業を活性化しようというものです。既に幾つかの大学支援をしています。

八木さん..仕事柄、クリエイターの方と接する機会が多いのですが、0から1を作るのは非常に難しいことだと思います。苦勞して作り上げたものを他人が簡単に真似できるとすれば、クリエイターした人はかわいそうですね。

村木会長..発明者もクリエイターです。現在、知的創造サイクルの活性化が言われています。それは例えば発明を生んで権利を取って権利を活用し紛争を解決し、また新しく発明を生むというサイクルです。この中でも良い発明の種を作るのはとても難しいことです。弁理士はこの知的創造サイクルを回す役目を果たしています。

八木さん..クリエイターにとって良い環境つまり未来は明るいと思える環境があれば、もっとクリエイティブな活動が生まれてくると思います。村木会長..そのような環境作りにも弁理士はお役に立てると思いますので、気軽に相談下さい。